

請求手続きをお忘れなく！ 年金生活者支援給付金制度のお知らせ

★市民課国民年金係 ☎ 25・1114
支所市民福祉課市民税係 ☎ 72・1333

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受給には請求手続きが必要

《既に年金を受給している方の手続き》

対象者には、日本年金機構から通知が9月上旬に届きます。同封のはがきに必要事項を記入のうえ、返送してください。

支給は、請求手続きをした月の翌月分からになります。※ただし、12月末までに請求をした場合に限り、10月分から支給されます。

《これから年金の請求手続きをする方の手続き》

年金の請求手続きとあわせて、年金生活支援給付金請求書提出してください。

※請求書は、年金事務所、市民課（市役所1階）、支所市民福祉課（アスパアこだま1階）で配付。

支給要件と給付額

《老齢基礎年金の受給者》

支給要件 次の①～③をすべてを満たすこと

① 65歳以上の方

② 世帯全員の市民税が非課税の方

③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が87万8900円以下の方

※障害年金・遺族年金の非課税収入は含まれません。給付額 月額5140円を基準に、保険料納付済期間や保険料免除期間に応じて算出

《障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者》

支給要件 前年の所得額（※1）が472万1000円

+ 扶養親族の数×38万円（※2）以下であること

※1：障害基礎年金・遺族基礎年金等の非課税収入は含まれません。

※2：同一生計配偶者のうち70歳以上の方または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

給付額

○ 障害等級2級の方は月額5140円

○ 障害等級1級の方は月額6425円

○ 遺族基礎年金受給中の方は月額5140円

※2名以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5140円を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。

●熊谷年金事務所
☎ 048・522・5012
受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
※土・日・休日・12月29日、1月3日は連絡不可。

●給付金専用ダイヤル
☎ 0570・05・4092
※050から始まる電話の方は☎ 03・5539・2216

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものを用意してください。また、代理人（二親等内）によるお問い合わせの際は、本人及び代理人の基礎年金番号が必要です。

受付時間
○ 月曜日 午前8時30分～午後7時
○ 火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
○ 毎月第2土曜日 午前9時30分～午後4時
※月曜日が休日の場合、翌開所日は午後7時まで。
※土・日曜日（第2土曜日を除く）・休日・12月29日、1月3日は連絡不可。



本庄市認定
ごみ減量・リサイクル協力店

こちらのステッカーと
のぼり旗が目印です！

ごみ減量・リサイクル協力店をご利用ください

市では、市内の小売店舗でごみの減量化や資源化に取り組む店舗を、ごみ減量・リサイクル協力店に認定しています。現在、9店舗を認定しています。次のうち2つ以上に取り組んでいます。

- ① 資源化可能なものの店頭回収
 - ② マイバッグ持参の奨励、レジ袋削減
 - ③ 商品の簡易包装推進
 - ④ 再生商品、環境に配慮した商品の販売
 - ⑤ 店舗から出るごみの減量化・資源化
- ※店舗により取組内容が異なります。

ごみ減量・リサイクル協力店の一覧、取組内容は市HPでご確認ください。



市HP

皆さんは、「ごみ減量・リサイクル協力店」を利用することで、買い物とおしてごみの減量化・資源化にご協力いただけます。環境にやさしい「ごみ減量・リサイクル協力店」のご利用をお願いします。

剪定した枝や草は乾燥させてごみ減量！

剪定した枝木や草には、水分が多く含まれています。ごみ収集所に出す場合は、濡れない所に数日置いて乾燥させてから、可燃ごみの認定袋に入れて口を閉じて出してください。乾燥させると、軽くなってごみ出しも楽になります。ごみの減量化に効果があるだけでなく、焼却施設の負担が軽くなることからごみ処理費用の削減にもつながります。

なお、剪定した枝を小山川クリーンセンターに直接搬入する場合は、長さを1m以下にしてください。

また、ごみ収集所に出す、直接搬入する、いずれの場合も直径25cm以上の木は割り木をしてから出してください。

剪定枝等破砕機（ガーデンシュレッダー）・生ごみ処理容器、電動式生ごみ処理機の購入費用の一部を補助しています！

補助には条件があります。詳しくは、環境推進課（市役所4階）または市HPでご確認ください。



市HP

■令和5年6月分のごみの量
（可燃・不燃・有害・粗大）
家庭系ごみ排出量 1,671.29t
1人1日当たり排出量約 720g
前年同月比 -36g (-4.8%)
事業系ごみ排出量 644.78t
1人1日当たり排出量約 278g
前年同月比 -26g (-8.6%)

集団資源回収予定表 <回収品目は古紙類・缶類です>

回収場所	日程	時間	問合せ先
アスパアこだま	9月3日(日) 10月1日(日)	午前9時～11時	ハートtoハート (佐久間さんち) ☎22-9300
市役所	9月17日(日)	午前9時～午後1時	佐久間さんち ☎22-9300
本庄南公民館 ※布類回収も実施	9月9日(土)	午前9時～11時	ポノポノ ☎23-2195
就労継続支援B型事業所 「佐久間さんち」 (本庄高校北側)	随時受付		

※天候等の理由で変更になる場合もありますので、各団体にご確認ください。